

美濃加茂市公告第19号

美濃加茂市道路照明灯・公園灯LED化工事に係る公募型プロポーザル方式 実施要領

美濃加茂市道路照明灯・公園灯LED化工事公募型プロポーザル方式を以下のとおり実施する。

令和5年7月4日

美濃加茂市長 藤井浩人

1 発注主管課 美濃加茂市建設水道部土木課

2 業務概要

- (1) 事業名 美濃加茂市道路照明灯・公園灯LED化工事
- (2) 事業場所 美濃加茂市内
- (3) 履行期間 契約締結日から最長で令和6年3月28日まで
- (4) 目的 市が管理する道路照明灯・公園灯について、LED化による高効率化を推進することで、電気料金等維持管理費の縮減及び二酸化炭素排出量の削減を図ることとしている。

本事業の実施にあたっては、現地調査の実施や計画、施工、維持管理等に関して豊富な技術・技能を有する民間事業者からの提案を受けることとして、本市にとって最良の提案を選定するために、公募型プロポーザル方式により事業者選定を実施するものである。

- (5) 事業内容 別紙「美濃加茂市道路照明灯・公園灯LED化工事特記仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。
- (6) 事業対象 道路照明灯：570灯(調査対象584灯)、公園灯：157灯(調査対象208灯)

調査の結果、市が把握していない道路照明灯・公園灯があった場合は対象とし、土木課以外の管理者所有であると判断されたもの・更新の必要がないと判断されたものは対象外とする。(ただし、土木課の管理物である道路照明灯・公園灯については、すべて台帳整備及びGISデータ作成の対象とする。)

3 参加資格

参加事業者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 美濃加茂市プロポーザル方式等実施要綱(令和元年度美濃加茂市告示第23号。以下「要綱」という。)第4条第1項各号に規定する者であること。
- (2) 美濃加茂市競争入札参加資格者名簿(以下「参加資格者名簿」という。)に登

録されていない者であっても、要綱第4条第2項に規定する書類を参加表明書に添付し、参加することができる。ただし、契約の相手方となったときは、契約締結時までに参加資格者申請をするものとする。

- (3) 美濃加茂市契約等における暴力団等排除措置要綱（平成28年美濃加茂市告示第55号）別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (4) 参加事業者は、本事業を行う能力を有するグループ（複数の企業の共同）とし、以下の役割を分担する。
 - ① 応募代表者 工事施工を行う企業
 - ② 構成員 調査・照明灯台帳データ（GIS）を整備する企業
 - ③ 構成員 機器を製造・販売する企業
- (5) 応募代表者が本市との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、業務遂行の責を負うものとする。
- (6) 参加表明時は、応募代表者、構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- (7) 応募代表者は、提案に必要な諸手続を行うほか、優先交渉権者となった場合は、契約等に係る諸手続を行う。
- (8) 応募代表者において、美濃加茂市に本店、支店又は営業所を有する者は、公告日における建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の26に規定する「電気工事」に係る経営規模等評価の総合評価が800点以上であること。なお、美濃加茂市に本店、支店又は営業所を有しない者は、公告日における同条に規定する「電気工事」に係る経営規模等評価の総合評価が、1,200点以上であること。
- (9) 事業者が担当する業務の責任は、原則として事業者が負うものとする。また、全ての構成企業は、他の構成企業の債務全てについて制限無く責任を負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。
- (10) 調査・照明灯台帳データ（GIS）を整備する構成員については、過去5年間に国又は地方公共団体が発注する道路照明灯及び公園灯1,000灯以上の調査、道路照明灯・公園灯台帳データ（GIS）を整備する業務完了実績を有するものとする。
- (11) 機器を製造・販売する構成員は、屋外用照明器具の製造販売実績が10年以上ある日本国内の企業で、過去3年間で国又は地方公共団体が発注する事業でLED道路照明灯及びLED公園灯を1,000基以上納入した実績があるもの。なお、本事業に使用する道路照明灯・公園灯LED照明はIS09001及びIS014001を取得した国内工場で製造又は組立されていること。（海外で製造して国内工場で検査したものは認めない。）
- (12) 参加事業者は、提出書類により本提案募集の内容を十分に遂行できると認められる者であること。また、工期内に570灯のLED道路照明灯及び15

7灯のLED公園灯を取付け・運用開始ができる者であること。

- (13) 参加事業者は、各種対策により、対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であること。対象施設のエネルギー削減量の参考資料として「公園・道路照明灯電気料金請求内訳データ 令和5年3月分」を参加表明書の提出時に提供する。提案された各種削減量に対して、PDCAサイクルによる検証を行うこと。その検証に対して、提案された内容と大きく乖離していないことを説明できる者であること。

4 失格要件

参加表明書を提出してから受注者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象より除外し、その理由を付して文書で通知するものとする。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 一つの参加事業者が複数の提案を行った場合
- (4) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (5) 参加承諾届又は提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (7) 会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) 著しく信義に反する行為があった場合

5 参加に関する留意事項

- (1) 参加事業者は、提案書等の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提案した内容は、実現を約束したものとみなす。
- (4) 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、それぞれの事業者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。採用・不採用に関わらず、市は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。
- (5) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護され、第三者の権利の対象となっている意匠、設計、施工方法、工事材料等を使用した結果生じた責任はすべて応募者が負うものとします。
- (6) 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類は、提出期間に限り補正することができる。提出期間終了後は変更することができないものとし、また、

その理由如何に関わらず提案書等の返却はしない。

- (7) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、美濃加茂市情報公開条例（平成11年美濃加茂市条例第20号）に基づき、提案書等を開示する（最優先候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする）。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。
- (9) 提案書等の提出は1社につき1件とし、複数案件は認めないものとする。
- (10) 本プロポーザルを遂行する上で知りえた情報及び内容を発注者の許可なく第三者に漏らしてはならない。これは、本プロポーザルの終了後も同様に適用する。

6 スケジュール

項目	期間
参加表明書の提出期間	公告日から 令和5年7月18日(火)17時まで
質問の受付	公告日から 令和5年7月12日(水)17時まで
質問の回答	令和5年7月14日(金)
提案書等の提出期間	令和5年7月28日(金)9時から 令和5年8月7日(月)17時まで
第1次審査（書類審査）	令和5年8月17日(木) ※提案者が5者以下の場合は、1次審査を省略する。
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和5年8月31日(木)
最優先候補者の決定	令和5年9月上旬
契約の締結	令和5年9月中旬

7 参加表明書の提出

(1) 提出書類

①公募型プロポーザル方式等参加表明書（様式第1号）

（様式はホームページで取得すること。窓口では配布しない。）

なお、応募代表者、構成員で美濃加茂市競争入札参加社資格名簿に登録され

ていない者の場合は、要綱第4条第2項に規定する以下の書類を提出すること。

- ・履歴事項全部証明書（法人又は商号登記している個人の時。）
- ・身分証明書（商号登記していない個人の時。）
- ・直近の事業年度における財務諸表等の写し
- ・国税の納税証明書の写し（法人にあつては法人税、個人にあつては申告所得税に係るものかつ消費税及び地方消費税に係るもの）
- ・参加しようとする事業所の所在地における市町村税の完納証明書

②グループ構成表（様式第2号）

③道路照明灯・公園灯LED導入に関する実績報告書（様式第3-1号、3-2号）

機器製造販売については過去3年間、調査及び道路照明灯・公園灯台帳データ整備については過去5年間における類似事業（道路照明灯・公園灯LED化）の実績を記載してください。

受注が確認できる資料（契約書等）の写しを添付すること。

(2) 提出先

建設水道部土木課への持参又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと）とする。提出期間は、公告日9時から令和5年7月18日（火）17時までとする。

〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町 3431 番地 1

建設水道部 土木課 道路維持係

TEL：0574-25-2111（内411）

(3) 参加資格の認定及び通知

参加資格の認定は、令和5年7月21日（金）をもって行うものとし、その結果は、令和5年7月25日（火）に通知する（郵送）。

(4) 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

参加資格が認められなかった者は、令和5年8月2日（水）までに書面により理由について説明を求めることができる。説明を求められたときは、令和5年8月7日（月）までに書面により回答する。

8 質問の受付・回答

(1) 提出方法

参加事業者は、法人名、担当者名、担当者連絡先及び質問内容を質問書（様式第4号）に簡潔にまとめ、ファックス又はEメールで提出するものとし、送信時には必ず電話で受信の確認を行うものとする。

(2) 提出先

〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町 3431 番地 1

建設水道部 土木課 道路維持係

TEL : 0 5 7 4 - 2 5 - 2 1 1 1 (内 4 1 1)

FAX : 0 5 7 4 - 2 7 - 3 7 6 4

e-mail : doboku@city.minokamo.lg.jp

(3) 回答方法

質問は、まとめてEメールにより全参加事業者へ回答する。なお、軽易な事項（実施要領や仕様書の記載内容の確認等）については、その都度個別に回答することがある。なお、質問の内容によっては回答しない場合がある。

9 提案書等の提出

(1) 提出書類

提案書等の提出時には、下記書類を提出すること。

①提案書提出届（様式第5号）

②見積書（様式第6号）

美濃加茂市道路照明灯・公園灯LED化工事の各費用が確認できる見積書を様式に従い提出すること。

③工事等実施方針提案書（任意様式）

工事の実施方針、実施体制、工事工程、工事期間中の地元対応、各種手続き、保守期間中の対応等についてA4判2枚以内（片面記載）で提案すること。

④調査・台帳データ等作成提案書（任意様式）

道路照明灯・公園灯台帳データ、GIS登録データについて、作成の方針、内容、イメージをA4判2枚以内（片面記載）で提案すること。

⑤使用機器提案書（任意様式）

本工事で使用する機器については、別表1「公園・道路照明灯一覧」を基に、機器の写真・イラスト、照度、消費電力、電気契約種別、光源寿命、保守期間等を記載した対応表を作成してください。この対応表に基づき、使用する機器の生産能力及び供給体制、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他当該照明灯具仕様に基づいた内容説明、使用する機器の設計図並びに設置実績について、A4判2枚以内で提案ください。あわせて、使用する器具のカタログを添付してください。なお、すでに光源がLED化されている道路照明灯・公園灯等は仕様書中に指示があるものを除き、交換の対象からは除外しますが、台帳作成には含みます。

⑥全体工程計画書（任意様式）

本業務に対する契約から完成引き渡しまでの全体的な工程を作成し、事業短縮に係る工夫点等をA4判2枚以内で提案してください。

⑦電気使用量・CO₂削減効果・経費削減効果提案書（任意様式）

本業務で導入されるLED照明灯により削減される電気使用量・二酸化炭素排出量・電気料金等維持管理経費について、効果を検証しA4判2枚以内で提案してください。

⑧追加提案書（任意様式）

本業務で、仕様書以外で本市によって有益となる提案があれば、A4判2枚以内で提案してください。

(2) 提出先

建設水道部土木課への持参又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。）とする。提出期間は、令和5年7月28日（金）9時から同年8月7日（月）17時までとする。

〒505-8606 岐阜県美濃加茂市太田町 3431 番地 1

建設水道部 土木課 道路維持係

TEL：0574-25-2111（内411）

(3) 提出部数

11部（正本1部、副本10部：A版、両面印刷、ステープラー止めとする。）
ファイル綴じ込み等製本はしないこと。副本10部には、参加事業者が特定できる語句及びマーク等を記載してはならない。

10 審査委員会

プロポーザルの審査は、美濃加茂市道路照明灯・公園灯LED化工事公募型プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

11 審査手順

(1) 書類審査（第1次審査）

審査委員会は、提案書等について、12審査基準に示す審査基準に従って評価を行い、得点の合計が最も高い提案から上位5事業者を選考する。ただし、参加事業者が5事業者に満たないとき又は評価の低い参加事業者が複数あるときは、5事業者に満たない参加事業者を選考することがある。提案者が5者以下のときは、第1次審査を省略することができる。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング（第2次審査）

第1次審査を通過した参加事業者を対象に、次の時間配分により第2次審査を実施する。審査の順番については、原則として提案書等の受付順とする（第1次審査後に通知する）。開始時間及び場所は、第1次審査通過者に別途通知する。

・プレゼンテーション：20分以内

・ヒアリング：20分以内

※パワーポイント等のパソコンを利用する場合は、各自持参すること。

※参加事業者は、事業計画書の内容を説明するためにスクリーン等を使用することができる。これらを使用する場合は事前にその旨を市に連絡すること。

※市はスクリーン及び電源コンセントは用意するが、それ以外に必要な機材（パ

ソコン、プロジェクター、ポインター、ケーブル等)は参加事業者が準備すること。

(3) 審査の結果

第1次審査及び第2次審査の最低基準点は満点の70%とする。審査結果は、全参加事業者に文書で通知する。また、最終審査結果は、市のホームページ上でも公表する。

第1次審査及び第2次審査において、各参加事業者の点数は、各審査委員が採点した合計点数の全審査委員の合計とする。ただし、参加事業者ごとの評価点数のうち最高点数と最低点数を除いた上で合計点を算出するものとする。なお、最高点数又は最低点数が複数存在する場合でも、最高点数1つ、最低点数1つのみとする。

審査の結果、最優先候補者又は次点者が複数ある場合は、同点の者を比較して、工事実施方針評価に対する評価の高い順に順位をつける。工事実施方針評価に対する評価も同点の場合は、コスト削減に対する取組評価の高い順に順位をつける。なお、同点の場合の比較は、前述の最高点数又は最低点数の削除は行わずに集計した上で比較する。

1.2 審査基準

審査における評価項目及び配点は次の通りとする。

(1) コスト削減について

コスト削減に対する取組・・・配点(1次審査20点、2次審査20点)
見積書価格が上限額の範囲内であり、かつ、提案内容と価格を比較した場合、本事業の目的達成への寄与度が優れているか。

(2) 事業者実績について

事業者実績・・・配点(1次審査15点、2次審査15点)
過去5年間に国又は地方公共団体が発注する事業で、道路照明灯及び公園照明灯の調査(LED導入調査業務)の業務完了実績があり、過去3年間で国又は地方公共団体が発注する事業でLED化事業の業務完了実績があるか。美濃加茂市内に本店または事業所を置く工事業者であるか。

(3) 工事実施について

工事実施方針・・・配点(1次審査10点、2次審査10点)
工事の実施方針、実施体制、工事工程、工事期間中の地元対応、各種手続き保守期間中の対応等について提案されているか。

(4) 調査・台帳等作成について

調査・台帳等作成実施方針・・・配点(1次審査15点、2次審査15点)
調査の実施方針、実施体制、調査行程、台帳データ作成、GISへの登録データ作成等について提案されているか。

(5) 使用機器について

使用機器の提案・・・配点（1次審査15点、2次審査15点）

実施要領、仕様書を満足した機器となっているか。製品評価、製品の信頼性、使用する機器の生産能力及び供給体制等評価できるものが提案されているか。

(6) 全体工程について

全体工程の提案・・・配点（1次審査5点、2次審査5点）

本業務に対する契約から完成引き渡しまでの全体的な工程を作成し、事業短縮に係る工夫点等提案されているか。

(7) 電気使用料・CO₂削減効果・経費削減効果

電気使用料・CO₂削減効果・経費削減効果検証・・・配点（1次審査15点、2次審査15点）

本工事で導入されるLED照明灯により削減される電気使用量・二酸化炭素排出量・電気料金等維持管理経費について効果等を検証しているか。

(8) 追加提案

追加の提案・・・配点（1次審査5点、2次審査5点）

仕様書以外で本市にとって有益となる提案がされているか。

1.3 業務価格の上限

この美濃加茂市道路照明灯・公園灯LED化工事にかかる概算工事価格の上限は、94,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、提案書等で提出された金額をもとに、候補者から見積書を徴取して契約を締結する。

1.4 契約の締結

審査により、最優先候補者として決定した者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、次点者と契約締結の交渉を行う。なお、契約書は、仕様書及び提案書等に基づいて決定するものとし、当初仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。（現場調査の結果により、予定数量を大きく乖離した場合を除いて、金額の変更は行いません。）変更が別途必要な事案が発生した場合は、提案協議により決定するものとする。

1.5 その他

- (1) 提案書等の作成及び提出等プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) プロポーザル及び契約の手続き並びに業務の実施において、使用する言語は日本語とし、使用する通貨は円とする。
- (3) 提案書等については、期限後の提出、差し替え等は認めない。